

議案第24号

三朝町職員定数条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年3月7日

三朝町長 吉田秀光

平成18年3月22日原案可決

三朝町議会議長 牧田武文

三朝町条例第 号

三朝町職員定数条例の一部を改正する条例

三朝町職員定数条例(昭和28年三朝町条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
第1条 この条例で「職員」とは、町長、議会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、教育委員会の事務部局及び公営企業に常時勤務する一般職の地方公務員(教育長及び臨時の職員を除く。)をいう。	第1条 この条例で「職員」とは、町長、議会、選挙管理委員会、監査委員、 <u>固定資産評価審査委員会</u> 、農業委員会、教育委員会の事務部局及び公営企業に常時勤務する一般職の地方公務員(教育長及び臨時の職員を除く。)をいう。

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町長の事務部局の職員 90人
- (2) 議会の事務部局の職員 2人
- (3) 農業委員会の事務部局の職員
2人
- (4) 教育委員会の事務部局の職員
20人
- (5) 公営企業の職員 21人
 - ア 水道事業の職員 6人
 - イ 国民宿舎事業の職員 15人

2 略

第3条 略

第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町長の事務部局の職員 88人
- (2) 議会の事務部局の職員 2人
- (3) 農業委員会の事務部局の職員
2人
- (4) 教育委員会の事務部局の職員
22人
- (5) 公営企業の職員 21人
 - ア 水道事業の職員 6人
 - イ 国民宿舎事業の職員 15人

2 略

第3条 略

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。